

2. 第3回及び第4回対策委員会における検討事項について

〔第3回専門部会〕

平成19年 6月

2. 第3回及び第4回対策委員会における検討事項について

2.1 含有量分析について

第3回対策委員会での意見・提案

- ・ 土壤汚染対策法の含有量試験では、本当の意味での含有量分析には該当しない。酸性雨も考慮したEPAで定める方法等で実施してはどうか。
- ・ 含有量試験は、溶出量試験で基準を超過した場合に実施するのではなく、すべての試料について実施してはどうか。

第2回専門部会案

- ・ 土壤汚染対策法の含有量試験（環境省告示第19号）は、人への影響を考慮した試験法であること、これまでの分析結果との比較を行うためにも、これまでの方法でよい。ただし、分析結果を見て、必要に応じてEPA等の方法での実施を検討する。
- ・ 含有量試験は、溶出量試験結果を考慮して、試料を限定して実施する。または最初に含有量試験を実施してその結果から溶出量試験を行う試料を限定する。の2案が出て、再検討することになった。

第4回対策委員会での意見・提案

土壤汚染対策法の含有量試験では、人の直接摂取による健康リスクを評価していない。胃酸での溶解のみでなく、実際はタンパクと結合した重金属等は徐々に分解されて腸内で吸収される。分析方法を検討していただきたい。

2.2 ビスフェノールAの追加について

第3回対策委員会での意見・提案

- ・ ビスフェノールAが栗東市の調査で確認されていること、処分場からの影響を見る指標となり得ること、評価基準はないが一般環境における分析値と比較が出来ることから分析が必要ではないか。

第2回専門部会案

- ・ 栗東市の調査ですでに状況が把握できていること、ビスフェノールAは安定型処分場から検出されることは明らかであること、また一般環境でも広く検出されること、処分場からの地下水の流れ（影響）を見る指標には妥当でないこと、また電気伝導率とビスフェノールA濃度が高い相関があることから、電気伝導率がこれまでの値より高いなどの異常値があれば分析の必要性を検討することとした。

第4回対策委員会での意見・提案

ビスフェノールAに環境ホルモン作用があり、不安であるので調査をしていただきたい。魚類には影響があると国は報告しているので、生活環境保全上の支障になるのではないか。
高濃度で検出されているのに、評価基準がないことから調査をしないのは納得できない。ビスフェノールAは電気伝導率と相関が高いが、塩と同じようなものか。
ビスフェノールAが高濃度の場合、今後必要とされる浸透水処理施設で除去できるのか。

2.3 有機物調査（廃棄物土）について

第3回対策委員会での意見・提案

- ・処分場には有機物を多く含むものが埋め立てられたため、有毒ガス等の発生があるので有機物を把握する調査が必要ではないか。

第2回専門部会案

- ・有機物の総量を把握するために、熱灼減量を分析し、微生物により分解可能な有機物を把握するためCODsedを分析することにした。なお、分析を行う試料は、ボーリング調査で孔内温度が高いところで、発生ガス濃度が高い箇所を実施する。

第4回対策委員会での意見・提案

CODの分析では、硫化水素等により分析誤差が生じるために、溶出液のTOCを分析してはどうか。

2.4 油分分析について

第3回対策委員会での意見・提案

- ・西市道側平坦部のドラム缶掘削調査で、油汚染が確認されているので、今後の調査で油汚染を確認するために、油分分析を追加してはどうか。

第2回専門部会案

- ・油臭、油膜が確認できた場合に、IR（赤外分光分析）法でTPH試験を行い確認する。
- ・油分濃度が高い場合は、多環芳香族類の分析を検討する。

第4回対策委員会での意見・提案

油汚染対策のために、油種を把握する必要があり、IR法では油種が確認できないので、GC/FID（ガスクロマトグラフィー - 水素炎イオン化検出法）法で実施してはどうか。

（関連）

- ・PAHs（多環芳香族 + ニトロ化多環芳香族）は、ダイオキシン類より発ガン性が高いので比較基準はないが、分析を実施してほしい。

2.5 水産用水基準との比較について

第4回対策委員会での意見・提案

健康項目による評価も大切であるが、窒素、磷の方が移動しやすいので処分場の影響が早く察知できる。農業用水基準と比較していることは評価できる。魚が棲めないようであれば支障になる。

2.6 PCBについて

第4回対策委員会

廃棄物、廃棄物土（埋設廃棄物と汚染土壌の混合物）からPCBは溶出しないが、微量のPCBが含有していること、浸透水および周縁地下水からはPCBが検出していないことから

現時点での生活環境保全上の支障とそのおそれ
 今後、支障除去の対策工を行う際での支障とそのおそれ
 上記の支障についての廃止に向けた最終処分場と、一般土地における管理上の差異
 適正保管と適正処理

等について、整理をお願いしたい。

(報告事項)

2.7 水銀について

第4回対策委員会

栗東市の調査で処分場下流300～400mにある市 3および市 7で総水銀を高濃度で検出したことを栗東市から報告。

- ・採水している帯水層は、処分場からの汚染があると確認されているKs2層である。
- ・総水銀が検出された地下水はSSが高く、ろ過試料からは検出されていない。
- ・県が実施した昨年度の周縁地下水のモニタリング調査では総水銀は検出されていない。
- ・県の観測井戸はKs2 + Ks1層から採水している。

2.8 高アルカリ地下水について

追加調査で実施した県 4-1(処分場入口南側)からpH11.5のアルカリ水を検出したことを公表

- ・アルカリ水は、無色透明、無臭であり、原因は不明。現在、水質分析中。

2.9 平成18年度周縁地下水モニタリング調査結果について

県地下水モニタリング調査結果を公表